神奈川県は、個人情報保護条例を自ら空文化するのか!?

高校神奈川
発行人　園部　守
編集人　阪本　宏児
横浜市西区藤棚町2の197
高校教育会館内
ＴＥＬ　045(231)2479
ＦＡＸ　045(231)2536
http://www.fujidana.com

「君が代」斉唱時の不起立者名収集は「不適」――個人情報保護審査会が二度目の答申

1月20日、神奈川県個人情報保護審査会は県教委に対し、「『君が代』斉唱時の不起立者氏名等の個人情報の利用停止」を求める答申を出しました。

「君が代」斉唱時の不起立者名は、県個人情報保護条例第6条で取り扱いを禁ずる「思想信条」に該当する情報であり、氏名収集を「不適当」とする答申は、07年10月の個人情報保護審査会答申、08年1月の個人情報保護審議会答申に引き続き、今回で3回目です。

これに対して2月2日の定例教育委員会では、収集した不起立者名の破棄には応ぜず、氏名の収集を継続することが決定されました。審査会答申を事実上無視し、公正な第三者機関として設置された審査会の存在意義を、県自らが否定する結論です。

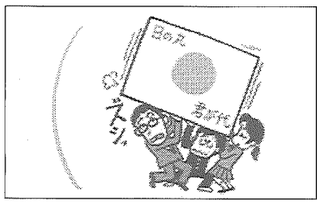

県教育委員会は速やかに再審議を

県教委は08年1月の個人情報保護審議会において不起立者名の収集は「不適」とされたにもかかわらず、審議会答申の「この答申を受けて実施機関（教育委員会）がどのような判断をするかは条例上実施機関にゆだねられている」の部分のみをことさらに重視し、不起立者名は服務にかかわる情報であり、収集は条例上許されているとして不起立者名の収集を継続してきました。

これに対して、個人情報保護審査会は今回、県教委からは審議会答申を踏まえることのできない明快な理由が示されなかったとして、不起立者名の収集を認めないとする答申を出しました。今回の答申はきわめて明快であり、常識的な判断であるといえます。

しかし、2月2日の定例教育委員会は全会一致で、「教職員には学習指導要領により入学式・卒業式における生徒に対する指導義務があるので不起立者名の収集は必要である」との結論を出しました。

諮問・答申というシステムの中では、県教委は最大限答申内容を尊重することが求められます。定例教育委員会においては、個人情報保護条例と県教委の主張する生徒に対する教職員の指導義務との間をどのように調整すべきかという議論は一切なされず、収集継続という結論だけが出されました。

断るまでもなく、私たちは不起立教職員に対する県教委による「指導」を是とするものではありません。

しかし、誤解を恐れずにいえば、不起立者に対する「指導」と、不起立者名を収集しないということは、必ずしも「矛盾しない」と考えられます。なぜなら、「指導」される人の名前がわからなければ「指導」できないとは限らないからです。

県教委が本当に不起立教職員への指導が必要だと考えるならば、まずは最低限、個人情報保護条例の範囲内で何が可能なのかについて、十二分に検討すべきです。しかし、その部分についてさえ先日の定例教育委員会では一切検討がなされませんでした。教育委員会には、審査会答申を直視した再審議こそが求められています。

神奈川県個人情報保護条例（1990年３月30日）

第１条　この条例は、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることにかんがみ、県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、県内における個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な県政の推進に資することを目的とする。
（第２～５条略）
第６条　実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定に基づいて取り扱うとき、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持のために取り扱うとき、又はあらかじめ神奈川県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いた上で正当な事務若しくは事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。
（１）思想、信条及び宗教
（２）人種及び民族
（３）犯罪歴
（４）社会的差別の原因となる社会的身分
（第７条略）
第８条　実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ個人情報を取り扱う目的（以下「取扱目的」という。）を明確にし、収集する個人情報の範囲を当該取扱目的の達成のために必要な限度を超えないものとしなければならない。
２　実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
３　実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
（以下、第68条まで略）

おかしくないか、県教委！

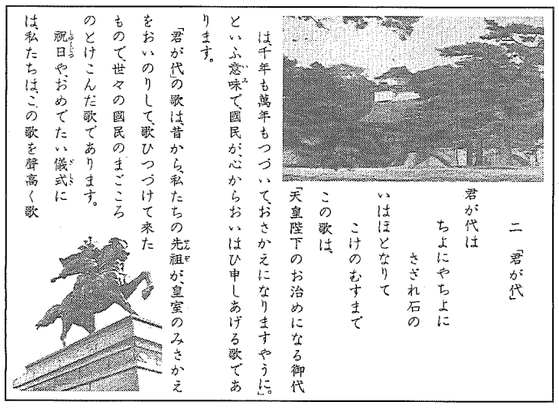

学習状況調査 2010年度は実施せず

「ボランティア・パスポート」は新規発行とりやめ 「地域貢献デー」の一斉実施も見直し

2月12日に神高教に対して行われた教育予算説明のなかで、来年度においては、県立高校での学習状況調査は実施されないことが確認されました。

学習状況調査は、08年度以来、すべての全日制2年生を対象に国語・数学・英語の3教科で実施されてきました。神高教はこの間、悉皆調査の教育的効果・費用対効果への疑問や採点業務の問題などを指摘し、県教委に見直しを求めて交渉してきました。

なお、今後は隔年実施が検討されていますが、具体的な調査方法（悉皆・抽出の別など）については明らかになっていません。

また、一律一斉の教育施策の一つである「地域貢献デー」については、9～11月中に各校が独自に設定する方式に変更されました。

教育効果の感じられない施策、ムダな予算の典型として、学校現場から多くの声が寄せられていた「高校生チャレンジ・ボランティア・パスポート」も、来年度の新規発行が見送られています。

経年研修の日数減が実現!!

一方、2010年度においては、まだまだ不十分なものです。しかし、財政難などを背景に、業務の見直しが全県的な課題となるなか、県教委の施策も無関係ではいられないことが明らかになりました。

多くの教職員が神高教に結集し、現場の総意として、さらなる見直し要求を強めていく必要があります。

基本研修の見直し

15年経験者		
	現行	2010年度
人格的資質向上	集合研修１日	集合研修１日
授業力向上	CD-ROM0.5日 集合研修1.5日	CD-ROM0.5日
課題解決力向上	CD-ROM0.5日 集合研修0.5日	CD-ROM0.5日
選択講座		集合研修１日
合計	４日	３日

25年経験者		
	現行	2010年度
人格的資質向上	集合研修１日	集合研修１日
授業力向上	CD-ROM0.5日 集合研修0.5日	CD-ROM0.5日
課題解決力向上	集合研修１日	CD-ROM0.5日
選択講座	集合研修１日	集合研修１日
合計	４日	３日